

令和6年第1回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年1月12日（金） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所 2階会議室2BC

3 出席委員 19名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

6番 秋谷 諭

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

11番 佐藤 敬道

12番 阿部 喜代志

13番 小笠原 進

14番 相馬 孝雄

15番 柳原 一夫

16番 白戸 裕丈

17番 中谷 徳善

18番 小野 列子

欠 席

2番 乗田 栄一

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

- 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
議案第 5 号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
議案第 6 号 裁判所からの農地等の現況に係る調査結果について
議案第 7 号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について
報告第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分の取消しについて
報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 号の規定による通知書の受理について
報告第 3 号 令和 5 年事業結果報告について

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業員会事務局

局長	一戸 武二
次長	西村 実洋
農地係長	松本 裕也
農政係長	工藤 知徳

農業委員会金木支所

支所長	秋村 正紀
-----	-------

農業委員会市浦支所

支所長	佐藤 勝秀
-----	-------

農林政策課

主 事	太田 樹
-----	------

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 ただ今から令和 6 年第 1 回総会を開会いたします。
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 19 名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、1 番 金谷広大委員、3 番 外崎高逸委員のご両名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、西村次長、松本農地係長、秋村金木支所長、佐藤市浦支所長、農林政策課太田主事をお願いいたします。

次に、次第5業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和5年12月26日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を行い、松本浩幸推進委員と事務局であっせんにあたり、あおもり農業支援センター事業9件を適正に処理しました。

同日、午後1時30分から、高橋 茂推進委員と事務局であっせんにあたり、3条有償移転事業5件を適正に処理しました。

令和5年12月12日午後4時00分から、乗田栄一委員、工藤昇委員、小笠原進委員で五所川原北地区の法務局照会1件。

令和5年12月20日午前9時30分から、石岡清一委員、阿部喜代志委員、白戸裕丈委員で五所川原南地区の法務局登記官照会1件。

令和5年12月27日午前9時30分から、石岡雅樹委員、石岡清一委員、石岡則秋推進委員で五所川原東地区の裁判所現況調査1件。

令和5年12月28日午後1時30分から、乗田栄一委員、一戸孝志委員で五所川原北地区の5条転用1件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転14件、無償所有権移転1件です。2ページをご覧ください。

- 1番 大字戸沢字玉清水、田1筆、3,028 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額757,000円の有償移転です。
- 2番 大字毘沙門字熊石、田6筆、合計14,814 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額2,700,000円の有償移転です。
- 3番 大字中泉字松枝、田3筆、合計4,939 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額1,500,000円の有償移転です。
- 4番 大字野里字奥野ほか、田4筆、合計9,987 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額1,957,800円の有償移転です。
- 5番 大字毘沙門字下熊石、田10筆、合計11,999 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額600,000円の有償移転です。
- 6番 大字金山字亀甲、田1筆、180 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額54,000円の有償移転です。
- 7番 金木町喜良市千苺ほか、田8筆、合計21,665 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額4,000,000円の有償移転です。

- 8 番 大字浅井字色吉、畑 2 筆 、合計 1,650 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 300,000 円の有償移転です。
- 9 番 大字浅井字色吉、畑 1 筆 、合計 1,820 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 283,000 円の有償移転です。
- 1 0 番 大字浅井字色吉、畑 1 筆 、608 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 110,000 円の有償移転です。
- 1 1 番 大字沖飯詰字霞、田 1 筆 、104 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 10,000 円の有償移転です。
- 1 2 番 大字原子字志多、田 2 筆 、合計 3,141 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 1 3 番 金木町川倉七夕野、畑 1 筆 、1,954 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 5,000 円の有償移転です。
- 1 4 番 金木町喜良市坂本、畑 2 筆 、4,257 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 100,000 円の有償移転です。
- 1 5 番 金木町中柏木鎧石、田 2 筆 、合計 4,410 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 200,000 円の有償移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、農地法第3条第2項の不許可要件に該当せず全て許可相当であると判断されます。

議長 議案第1号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第1号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第1号について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 9ページをご覧ください。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。

農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転1件です。

10ページをご覧ください。

1番 大字藻川字蟹淵、畑1筆、510 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用目的は車両置場です。

申請地は、五所川原市役所から北西へ約 6.4 km に位置し、市街地化が見込まれる区域内にある農地のうち、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしている区域に近接する農地区域で概ね 10 ha 未満であることから、第 2 種農地と判断されます。

借受人は中古自動車の修理及び販売業を営んでいるが、積載トラック等の駐車場が不足している為、近接する当該農地の転用申請に至りました。

申請地の北側及び東側は道路、西側及び南側は宅地であり、土砂等の流出の恐れはございません。

土地利用については、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、11 ページを御覧下さい。

議 長 議案第 2 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 2 号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定につ

いて」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1 2 ページをご覧ください。

議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」であります。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めることについて、農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定 7 3 件、所有権移転 6 件です。

1 3 ページ、番号 1 番から 5 3 ページ 7 3 番までの利用権設定 7 3 件については、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、各要件を満たしております。

5 4 ページ、番号 1 番から 5 9 ページ 6 番までの所有権移転 6 件については、あっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議 長 議案第 3 号についての説明が終わりました。

閲覧時間を 5 分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委 員 (5 分間閲覧)

議 長 それでは時間となりましたので、はじめに、利用権設定 1 番及び 2 番以外について審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

相馬委員 はい

議 長 1 4 番相馬委員どうぞ

相馬委員 利用権設定の 1 0 番と 2 3 番について、受ける者の面積に誤りがあるのではないかと。桁が間違っているのではない

か。

議 長 回答を参与からお願いします。

参 与 (回 答)

相馬委員よりご指摘のありました10番と23番の面積について、誤りがありましたので訂正いたします。

議 長 他にございませんか。

小野委員 はい。

議 長 18番小野委員どうぞ。

小野委員 19番の賃借料が空欄になっているが、無償ということ
でよろしいか。

議 長 回答を参与からお願いします。

参 与 (回 答)

期間は10年の無償の使用貸借となっております。

議 長 他にございませんか。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、利用権設定1番及び2番以外
について原案のとおり決定することにご異議ございません
か。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、利用権設定 1 番及び 2 番以外について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、利用権設定 1 番について審議いたします。「農業委員会等の法律第 3 1 条の規定による議事参与の制限」となりますので、6 番 秋谷諭（あきやさとし）委員には退席をお願いいたします。

秋谷委員 （退 席）

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 （な し）

議 長 ご質問がないようですので、利用権設定 1 番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 （異議なしの声あり）

議 長 ご意義がないようですので、利用権設定 1 番について原案のとおり決定いたします。

秋谷諭（あきやさとし）委員の入室を許可いたします。

秋谷委員 （入 室）

議 長 つづきまして、利用権設定 2 番について審議いたします。

「農業委員会等の法律第 3 1 条の規定による議事参与の制限」となりますので、1 1 番 佐藤敬道（さとうたかみち）委員には退席をお願いいたします。

佐藤委員 （退 席）

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、利用権設定2番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご意義がないようですので、利用権設定2番について原案のとおり決定いたします。

11番 佐藤敬道(さとうたかみち)委員の入室を許可いたします。

佐藤委員 (入室)

議長 つづきまして、議案第4号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題とします。

参与から説明をお願いします。

参与 60ページをご覧ください。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」であります。

農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画作成の要請することについて、農業委員会の決定を求めるものであります。件数は7件です。

別紙A3サイズの一枚用紙をご覧ください。

1番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。
利用権を設定する農用地は大字一野坪字朝日田、田5筆、期

間は4年。借り賃は10aあたり10,000円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

2番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字松野木字影日、田3筆、期間は2年。借り賃は10aあたり10,000円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

3番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字松野木字影日、田5筆、期間は2年。借り賃は10aあたり10,000円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

4番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字稲実字稲葉、田2筆、期間は8年。借り賃は10aあたり5,000円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

5番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字梅田字福浦ほか、畑4筆、期間は10年。借り賃は10aあたり20,000円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

6番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字梅田字福浦、畑1筆、期間は10年の使用貸借です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

7番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字松野木字花笠、畑1筆、期間は9年。借り賃はりんご200kgを物納です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

以上、促進計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸となります。

受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付け地が隣接している等のルールにより市農林政策課が選定しています。

議長 議案第4号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第5号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 61ページをご覧ください。

議案第5号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」であります。

青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数は2件です。

1番 土地の所在は、若葉一丁目、田1筆、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は公衆用道路です。

2番 土地の所在は、大字梅田字福浦、畑1筆、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は雑種地です。

調査の結果、全て非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議長 議案第5号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第5号について承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第5号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第6号「裁判所からの農地等の現況に係る調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 62ページをご覧ください。

議案第6号「裁判所からの農地等の現況に係る調査結果について」であります。

青森地方裁判所裁判官より標記照会がありました。件数は1件です。

1番 土地の所在は、大字豊成字田子ノ浦、畑1筆、所有者は記載のとおりです。

調査の結果、積雪により現地確認が出来ない旨、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議長 議案第6号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第6号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第6号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第7「号贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)について」を議題とします。

参与より、説明願います。

参与 63ページをご覧ください。

議案第7号「贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)について」であります。

贈与税の納税猶予の特例を受けている下記受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係わる農業経営を引き続き行っていることの承認を求めます。件数は5件です。

下記5件につきましては、特例の適用を受けようとする農地で農業経営を継続していることから、贈与税の納税猶予を引き続き受ける者と判断されます。

議長 議案第7号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

相馬委員 はい

議長 14番相馬委員どうぞ。

相馬委員 2番と5番について、住所に字が付いたり付いていないものがあるが、どちらが正解なのか。

議長 回答を参与からお願いします。

参与 2番の贈与者と5番の受贈者の住所について、誤りがありましたので訂正いたします。

議長 他にございませんか。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第7号について原案のとおり承認いたします。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報告)

議長 その他に何かございませんか。
以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。
慎重なご審議ありがとうございました。